

徳監第1170号
平成30年2月13日

市民オンブズマンとくしま
代表 大久保 初子 殿

徳島県監査委員	稲 田 米 昭
同	矢 田 等
同	井 関 佳穂理
同	須 見 一 仁
同	臼 木 春 夫

徳島県職員措置請求について（通知）

平成29年12月20日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

とくしま記念オーケストラ（以下「記念オケ」という。）演奏会実施業務におけるA氏の徳島県内での移動手段であるハイヤー料金（以下「ハイヤー代」という。）の支出は違法なので、次の措置を勧告することを求める。

ア 平成24年度の支出について【請求ア】

徳島県知事（以下「知事」という。）に対し、平成24年度国民文化祭（以下「国文祭」という。）に係る第27回国民文化祭徳島県実行委員会（会長知事。以下「実行委」という。）が支出した平成24年度年間21日間分のハイヤー代206,700円を徳島県（以下「県」という。）に支払うよう請求すること。

イ 平成25年度から28年度までの支出について【請求イ】

県が公益財団法人徳島県文化振興財団（以下「財団」という。）に対し平成25年度から28年度までの記念オケ演奏会実施業務の委託契約に基づき支出した金員のうち、ハイヤー代にあたる各年度各金200,000円の部分は違法なので、財団及び知事に対し、各自金800,000円を県に支払うよう請求すること。

2 請求の理由

(1) 支出の状況

ア 実行委への県の支出（請求アについて）

知事は、平成24年度において、実行委が国文祭に係る記念オケ演奏会を実施す

るに当たり、A氏〔当時、B社の代表者であり、知事の個人的友人であった。〕のハイヤー代206,700円（21日間分）を実行委に対し支出している。

イ 県委託料からの支出（請求イについて）

知事は、平成25年度から28年度において、財団との間で、各年度の記念オケ演奏会実施業務を委託する契約を随意契約により締結し、財団に対し同業務委託料を支出し、これを受けて、財団は、各年度の記念オケ演奏会実施業務を行うに当たって、各年度少なくとも200,000円を下らないハイヤー代を支出している。

知事は、委託契約をし、委託料を支出するについて、財団が当該委託料の中から、ハイヤー代を支出することを知っていた。

（2）支出の違法性

ア 実行委への県の支出（請求アについて）

県は、実行委が実施する記念オケ演奏会実施業務において、A氏が県内で21日間もの日数ハイヤーにより移動することを認め、その代金を県が負担しそれを実行委に支出している。

このハイヤー代の支出は、当該業務の実施について必要のない贅沢の費用を県が負担することにほかならないから、最小の経費で最大の効果の原則を定めた自治法第2条第14項及び必要かつ最小限度の支出以外を禁止した地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項に違反し、違法である。

したがって、知事は、平成24年度の記念オケ演奏会実施業務については、A氏が本業務に関し県内の移動にハイヤーを用いることを知悉しながら、自ら又は専決行為者に対する指揮監督を怠ってその代金を負担・支出させ、ハイヤー代相当の損害を県に与えたものなので、県に対し206,700円の賠償をする義務がある。

イ 県委託料からの支出（請求イについて）

県が財団に記念オケ演奏会実施業務を委託しその代金を支出するについて、当該業務においてA氏が県内で少なくとも20日間もの日数ハイヤーにより移動することを認め、その代金を含む委託代金を財団に対し支出している。

この支出についても、前記アと同様の理由で、自治法第2条第14項及び地財法第4条第1項に違反し、違法である。

したがって、知事は、平成25年度から28年度までの記念オケ演奏会実施業務については、財団に対する委託料中にハイヤー代が含まれることを知悉しながら、自ら又は専決行為者に対する指揮監督を怠ってその代金を含む委託料を負担・支出させ、各年度についてハイヤー代相当の損害を県に与えたものなので、県に対し各年度200,000円の賠償をする義務がある。

また、財団は、平成25年度から28年度までの業務について、本来県が支出することが許されないハイヤー代金相当額を含む委託料の支払いを受けたものなので、県に対し各年度200,000円の金員を不当利得として返還する義務がある。

なお、知事の損害賠償義務と財団の不当利得返還義務は、不真正連帯債務に当たる。

(3) 本件請求の適法性

請求人は、ハイヤー代の支出の事実を、その一部について平成29年12月7日の新聞報道により、その全体について同月16日付の新聞報道により初めて知ったものなので、各財務会計行為から1年以内に住民監査請求を行うことができなかつたことについてやむを得ない理由（正当な理由）があるから、本件請求は適法である。

（以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。）

第2 決定の理由

1 請求の受理

本件請求は、平成30年1月17日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

2 監査対象事項

監査対象事項としては、請求アについては、平成24年度の実行委への県の支出が対象であり、請求イについては、平成25年度から28年度までの記念オケ演奏会実施事業に係る県委託料からの財団による支出が対象であることを踏まえ、次のとおりとした。

(1) 請求アについて

平成24年度の支出を対象としていることから、自治法第242条第2項に規定する請求期間の要件（財務会計上の行為（以下「当該行為」という。）のあった日又は終わった日から1年以内）を欠くため、住民監査請求に係る他の要件を確認するまでもなく監査の対象外とした。

なお、請求人は請求期間に関して「1年以内に住民監査請求を行うことができなかつたことに正当な理由があり、本件請求は適法である」旨を主張しているが、このことについては次の理由により認められない。

正当な理由に関する過去の判例では、正当な理由の有無については、「住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決（抜粋））と判示している。（別記参照）

また、この判例にある「相当な期間内」については、当該行為の存在及び内容を知ることができたときから適宜判断する必要があるものであるが、過去の判例においては当該期間が4カ月になると相当な期間内とは認められていないケースが多い状況にある。

そこで本件請求について見てみると、請求アに係る支出（当該行為）に関しては、県の行動計画（平成23年7月策定の「いけるよ！徳島・行動計画」（計画期間：平成23年度から平成26年度まで））において、平成23年度に記念オケを創設し、以降

平成26年度までの間毎年、コンサート（演奏会）を開催することが計画されており、こうした中、平成24年2月23日に県議会に提出され同年3月21日に可決された「議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算」の審議過程において、国文祭が同年9月1日から12月14日までの間に開催され、その中の総合フェスティバルで記念オケの演奏を中心に各種の催しが行われる予定であることなどが論議されている。

このことからすれば、国文祭の開催を中心に記念オケの関係予算が執行され、請求アに係る支出（当該行為）がなされることを予測することができたと思量されるものであり、遅くとも平成24年度予算の出納が閉鎖される平成25年5月末までには、請求人が相当の注意力をもって調査をすれば請求アに係る支出（当該行為）を知ることができたと判断するのが相当である。

したがって、当該出納閉鎖の時点から4年6カ月以上の期間が経過した後の平成29年12月20日に請求がなされた本件請求は、相当な期間内に請求されたとは言えず、正当な理由はない。

（2）請求イについて

平成25年度から28年度までの記念オケ演奏会実施事業に係る県委託料からの財団による支出を対象としていることから、本件請求の提出日から遡って1年以内の支出を確認し特定した上で、当該特定した支出を監査の対象とし（以下「監査対象支出」という。）、審査を進めることとした。

なお、請求イにおける請求期間に関する「正当な理由」の主張についても、請求アと同様に、平成25年度から平成28年度までの各年度の記念オケ演奏会実施事業については、県の行動計画（平成27年度以降は平成27年7月策定の「新未来『創造』とくしま行動計画」（計画期間：平成27年度から平成30年度まで））において、毎年、記念オケによるコンサート（演奏会）を開催することが計画されており、こうした中、各年度の予算が県議会での審議を経て成立していることから、記念オケの関係予算が執行され、請求イに係る支出（当該行為）がなされることを予測することができたと思量されるものである。したがって、各年度において遅くとも当該年度予算の出納が閉鎖される5月末までには、請求人が相当の注意力をもって調査をすれば請求イに係る支出（当該行為。ただし、監査対象支出は除く。）を知ることができたと判断するのが相当であることから、認めることはできない。

3 事前調査の実施

監査に先立ち、監査対象支出を特定するべく記念オケの所管課である徳島県県民環境部とくしま文化振興課（以下「とくしま文化振興課」という。）及び財団に対し、記念オケを活用した業務のうち県から財団へ委託した業務の状況を確認したところ、本件請求の提出日から遡って1年以内に経費を支出した可能性のある平成28年度の記念オケ演奏会実施事業に係る委託契約は、とくしま文化振興課及び県教育委員会関係の所属に該当するものがあり、その内訳は次の表のとおり合計8件であった。

そこで、各所属の各委託契約に係る関係文書を確認するとともに、財団に対し、これら委託契約に基づき支出したA氏のハイヤー代の状況について調査を行った。

<財団との委託契約の状況>

所 属		平成28年度
とくしま文化振興課		6 件
教育委員会	教育文化課	1 件
	名西高等学校	1 件
合 計		8 件

4 決定期由

請求イのうちの監査対象支出について審査を進めるべく、前記3の事前調査を実施した結果、請求人が請求対象としている記念オケを活用した委託業務に係る支出（前記8件の各委託契約に基づく財団の支出）の中には、A氏のハイヤー代が含まれていないことを確認した。

住民監査請求の対象は、自治法第242条第1項によれば、地方公共団体の執行機関又は職員による「違法又は不当な当該行為」又は「怠る事実」とされており、このうち当該行為は、「①公金の支出」、「②財産の取得、管理又は処分」、「③契約の締結又は履行」、「④債務その他の義務の負担」の4種類が対象とされている。

このことからすると、県委託料からA氏のハイヤー代が支出されていないことは、当該行為である「①公金の支出」に該当する監査対象支出自体が存在しないことにほかならず、平成30年1月17日に本件請求を受理し審査を進めようとしたが、自治法第242条第1項に規定する要件を欠く請求であると言える。

よって、本件請求は、請求アとともに、請求イについても自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。

(別記)

最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決（抜粋）

法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであ

る（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、【要旨】そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。